

### お 知ら せ

得課税証明書などの交付令和3年度市・県民税所

日は、 下引き(特別徴収)の方①市・県民税が全額給与から ■6月15日(火)交付開始 5 月 14 によって異なります に、市・県民税の納付方法所得課税証明書の交付開始 **金** 交付開始

※世帯の所得課税証明書など天引きの方 ④非課税の方 ②納付書や (普通徴収) から交付可能です。 る場合のみ、5月14日(金) 世帯全員が①に該当す の方 座振替で納付 ③年金から

問合先 税務課( - 5602直税務課へ☎

## 甲請はお済みですか第11回特別弔慰金の 慰金の支給

給申請が開始されています。から、第11回特別弔慰金の支 れていない方は、請求期限ま でに各請求窓口での手続きを 支給対象で、 令和2年4月 まだ申請をさ 日の基準

> 象となる方の確認は、お願いします。なお、 せください 問

償還の記名国債 支給内容/額面25万円、 5

請求先/社会福祉課

真壁庁舎) ■請求期限/令和5年3月31 金 総合窓口課 (大和

0296−75−3126直 ■問合先/社会福祉課(☎ ※請求期限を過ぎると弔慰金 なります。ご注意くださ を受け取ることができなく

## マスタープラン案の縦覧 • 結城都·

います 画法の規定に基づき縦覧を行ラン」の案について、都市計 県では、都市の将来像を示 「都市計画区域マスタープ

出することができます。 は、縦覧期間中に意見書を提計画案にご意見のある方

**■案の内容**/都市計画 案の内容/都市計画区域マ 縦覧期間/5月17日

※土・日、祝 〜31日 (月) 祝日を除く

問い合

水戸市笠原町978-宛て(〒310-8 茨城県 日 6 知

を記載し、持参または郵送で掲載された意見書に必要事項都市計画課のホームページに ■意見書の提出方法/縦覧場

提出してください 提出先/ 和彦(都市計画課扱い) 8 5 5 5 事

3111代表) 備課(**5**8-51

## あっぷ) つらつ(認知 教室参加者 力

室です。友人や近所の方を得、脳トレなどを実施する教法、介護予防の基礎知識の習出常の活用できる体操の方 ましょう。 誘って、楽しい時間を過ごし

■期間/6月 回計10回1コース) 令和4年3月

真壁福祉センター ■会場/岩瀬福祉センタ

必着 提出期限/5月3日 ■縦覧場所・問合先/茨城県 月

対象 上の ※要介護認定者、

■定員/各会場20名程度 参加費/無料 ある方は対象外です

**■申込方法**/桜川市社会福祉 に印鑑を持参のうえ、 は問い合わせください

0296-76-1357)、 会福祉協議会 岩瀬本所 (**☆** 真壁支所(☎0296−54

# 教室参加者

本社/〒309-1214 茨城県桜川市東桜川3-13 TEL.0296-75-4066 FAX.0296-75-2555

脳を鍛えて、

※途中参加可能です。詳しく **●申込期間**/5月17日

宅で簡単にできる体操で体と フレイル予防を

ることができます。 介護の必要性が高まります。 施し、自分の体の状態を知初回と最終回は体力測定を

/市内在住で、 運動制限の 65歳以

月

事前相談

し込み

2 3 6

# 筋力あっぷ(フレ イル予

身の衰弱を指し、進行するとフレイルとは、高齢期の心目指す運動中心の教室です。 膝や腰の痛みがあっても自

ullet

ullet

借契約・離婚問題など、 士が相談に応じます に関することについて、 財産・相続・借地 金銭貸 弁護

~ 12 **日時**/ 5 月 26日 永 10 時

■予約開始/5月 18 日 火

ら先着順で受け付けます。電話で、5月24日(月)か電話で、5月24日(月)か護士相談ができます。相談護士相談ができます。相談

■ 対象/市内在住で、 ■ 対象/市内在住で、 ■ 名(1人20分程度) セン 先 着 5 タ

70 - 4 4 1 0) 会福祉協議会(☎029 / 桜川市社

情報ひろば、・

麻草は、栽培や所持が法律に

植えてはいけないけしや大■問合先/筑西保健所 衛生課

24 3 9

3

①みんなの人権110番□電話・インターネット相談になる場合があります。

しゃ大麻草に注意

えていることがあります。

003

1 1 0

疑いのあるものを見つけた

②子どもの人権相談

Ò

軽自動車税

より禁止されています。

ときは、

最寄りの保健所へご

、知らずに観賞用として植しかし、自生している場合

違法なけしや

大麻草の例

植えてはいけない

参のうえ、

直接申し込み

会福祉協議会 岩瀬本所 ■問合せ・申込先/桜川

市社

委嘱された方です。の推薦を受け、法数

人権擁護委員は、

法務大臣から員は、市町村長

どの人権に関する問題

■その他/新型コロナウイル

ス感染症の影響により、

家庭内問題、

近隣トラブルな

相談内容/差別、

いじめ、

協議会 岩瀬本所に印鑑を持

■**申込方法**/桜川市社会福祉

**■申込期間**/5月17日

月

心に全国一斉特設人権相談を員の日」と定め、その日を中は、6月1日を「人権擁護委

全国人権擁護委員連合会で

■定員/20名(先着順)

参加費/無料

※介護保険認定者、

運動制限

,権擁護委員による

料

相 談

·6月3日(木)10時~ /大和中央公民館

15 時

/岩瀬福祉センタ

6 月 1

日

火

10 時

15 時

全国一斉特設人権相談

のある方は対象外です

上の方

■対象/市内在住で、65:■会場/岩瀬福祉センタ

65 歳以

な知識を学び、

識を学び、健康な体づくションの専門家から確か

ターでも開催します。詳し※7月~12月に真壁福祉セン

談を受け、

地域の皆さまからの人権相

権啓発推進室(

7

75

3

代表) 58

**期間**/6月~12月(月2回

コース)

知らせします

来月号の広報紙でお

に関心を持ってもらえるよう

人権侵犯の被害者救済、

の被害者救済、人権解決のお手伝いや

な啓発活動を行っています

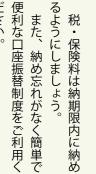
りを目指しましょう。

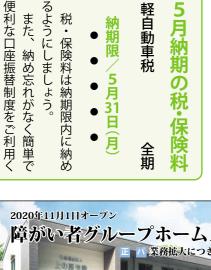
4ウェブ人権相談

問合せ・

予約先

## 民 課





5



